

太平洋広域漁業調整委員会 第12回太平洋南部会議事録

平成18年10月24日
水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成18年10月24日(火)

2 開催場所

ホテル聚楽『孔雀の間』

3 出席者

(委員)

澁川弘、山下東子、外記栄太郎、竹内正一、磯部進、橋ヶ谷善生、吉戸一紀、
迫間虎太郎、網本成吉、左海守、澳本勝彦、林穂積、荻田征夫、金丸昌洋、
福島哲男、鈴木徳穂、山本正喜、伊妻壯悦、宮本利之、

4 議題

(1) 水産資源の状況について

(2) 資源回復計画について

伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画の作成について

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の取組状況について

ヤリイカ太平洋系群(南部)資源回復計画の取組状況について

太平洋南部キンメダイ資源回復計画の検討状況について

サワラ資源回復計画(2期計画)の検討状況について

(3) その他

開 会

小池課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第 12 回太平洋南部会を開催いたします。

まず、委員の出席状況について御報告いたします。本日は、農林水産大臣選任委員のうち山田洋二委員、砂山繁委員、有元貴文委員、以上 3 名の委員の方々が事情やむを得ず御欠席でございます。

また、徳島の左海守委員、大臣選任の鈴木徳穂委員におかれましては、交通機関の関係で若干遅られるという報告をいただいております。

以上のような状況でございますが、現時点におきまして、委員定数 22 名のうち定足数である過半数を超える 17 名の委員の方々の御出席を賜っておりますので、太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会事務規程第 5 条に基づきまして、本日の部会は成立していることを御報告いたします。

それではこの後の議事進行は、澁川弘部会長にお願いいたしたいと思います。澁川部会長、よろしくお願いいたします。

澁川部会長 皆さん、御苦労さんでございます。

本年度最初の部会でございます。思えば今年の 3 月に開いた後、半年以上が経過したわけでございます。皆様御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

幾人かの委員の方、天候が大変悪いようでございまして、先般の大変大きな台風並みの低気圧で、被害が日本列島に生じております。被害に遭われた地域の皆さんには、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、12 回の太平洋南部会でございます。これから議事を進めることに相なりますが、時間が限られている割には議題が盛りだくさんでございまして、手際よく進めてまいりたいと思いますので、どうぞ御協力方よろしくお願いを申し上げます。

それから事務局の方も、簡潔な説明をよろしくお願い申し上げまして、座ってこれから議事を進めさせていただきます。

本日の部会では、初めに独立行政法人水産総合研究センターから、資源回復計画に係る魚種の資源状況について御説明いただくことになっております。

続いて、たくさんある議題をざっと議事次第に基づきまして、皆さんに確認をお願いしたいと思います。

議事次第の3番目の議題のところ、初めに今申しました、水産資源の状況についての説明をもらいます。

(2)で資源回復計画につきまして、5本お話がございます。そこにあるとおりでございまして、その後 その他という段取りに相なっておりますのでございます。

この中で御報告事項と検討報告状況、あるいは審議事項が、それぞれ順不同でございまして、その辺、めり張りをつけながらの対応を要することになっておりますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

なお、マサバの太平洋系群の資源状況及び「マサバ太平洋系群の資源回復計画」につきましては、御案内のとおり太平洋北部会に係るものでもございますので、明日開催されます第7回の太平洋広域漁業調整委員会で報告がございますので、お含みおきいただきたくお願い申し上げます。

ということで、いよいよ本題に入ります。

水産庁あいさつ

澁川部会長 本日の部会でございますけれども、水産庁では人事異動で管理課長さん、また推進室長さんがおかわりになっております。議事に入ります前に、代表して香川管理課長さんからごあいさつを頂戴したいと思います。お願い申し上げます。

香川管理課長 管理課長の香川でございます。本年8月に管理課に参りました。今後ともよろしくお願いたします。

それでは、太平洋広域漁業調整委員会第12回太平洋南部会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

御承知のように、我が国の水産資源の近況は非常にまだ厳しいものが多くございます。しかしながら、水産資源の適切な保存または管理は、水産物の安定供給あるいは水産業の健全な発展という観点から、水産の基本理念を達成するための最も重要な基盤でございます。

広域漁業調整委員会は、資源回復計画推進の原動力でございます。既に全国で 28 計画 43 魚種の資源回復計画が実施されているところでございます。残りの 23 計画 33 魚種につきましても、早期の策定を目指して検討が行われているところでございます。

さらに新たな話としましては、包括的資源回復計画につきましても先日、日本海・九州西広域漁業調整委員会で承認を受けました、日本海西部九州西海域底びき網漁業包括的資源回復計画を含めまして、現在 2 計画が実施中、さらに 6 計画が検討に向けた着手を行っているところでございます。

当太平洋南部会におきましては、まず新たな計画でございます「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」の承認について御審議をいただきたいと思っております。

また、平成 14 年から「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」及び平成 16 年度から「ヤリイカ太平洋系群資源回復計画」について取り組んでいただいているところでございますが、その状況についてもよろしく御審議をお願いいたします。

さらに、現在検討中の「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」については、計画の早期作成をお願いいたします。

今年度は水産基本法に基づきます、水産基本計画の中間見直しの年度でございます。来年 3 月には新たな水産基本計画の策定を目指しまして、現在、水産政策審議会等で検討が行われているところでございます。

その検討の中でも、資源回復計画を含む資源管理の推進は、基本計画の大きな柱でございます。これまでの取り組み状況、効果の検証等によりまして、今後の取り組みの方向も決まっております。資源回復に直接取り組んでおられます、各委員の各皆様方からの建設的な御意見を、ぜひお聞きしたいと考えております。

本日の会合におきましては、委員の皆様方の忌憚のない意見交換が行われ、実り多き会議になるように祈念いたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

鈴木委員 委員長、鈴木でございます。遅くなりました。

澁川部会長 どうもお疲れさんでございました。大変御苦労されたようでございます。

資料の確認

澁川部会長 それでは資料がたくさんございますので、本日お配りしてあります資料の

確認を、事務局から行ってもらいたいと思います。

事務局、お願いします。

小池課長補佐 それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしている資料でございますけれども、本部会の議事次第、太平洋南部会の委員名簿、本日の部会の配席図、出席者名簿。

その後が御説明させていただく資料でございますけれども、資料1といたしまして、資源状況に関する資料。

資料2といたしまして、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に関する資料。

資料3は2つございまして、資料3-1が、伊勢湾・三河湾小底の資源回復計画に関する資料でございます。もう1つ、これに関する資料で資料3-2がございます。

それから、ヤリイカ太平洋系群資源回復計画に関する資料4がございます。

資料5といたしまして、太平洋南部キンメダイ資源回復計画についての資料。

資料6といたしまして、サワラ資源回復計画に関する資料をお配りしております。

以上が、説明させていただく資料でございます。

なお、本部会の案件ではございませんが、各県で資源回復計画を作成実施していただいておりますので、その状況について資料7として配付資料ということで参考資料をお配りしております。

お配りしております資料は以上でございます。よろしゅうございましょうか。

それでは部会長、進行の方、よろしく願いいたします。

澁川部会長 ありがとうございます。

議事録署名人の選任

澁川部会長 それでは資料もそろっているようでございますので、議事を進めさせていただきます。

初めに、後日まとめられます本日の部会の議事録署名人の選出が必要でございます。これにつきましては本部会の事務規程第11条において、私の方から指名をさせていただくことになっておりますので、僭越ながら指名させていただきます。

まず、都県海区互選委員からは神奈川県磯部進委員さん、お願いします。農林水産大臣選任委員からは山本正喜委員さん、お願いいたします。

お二方に本日の部会に係る議事録署名人をお願いすることになります。

議 題

(1) 水産資源の状況について

澁川部会長 それでは、議題(1)「水産資源の状況について」に入りたいと思います。
本部会では、イカナゴ、トラフグ、シャコ、マアナゴ、ヤリイカ及びキンメダイの6魚種につきまして、独立行政法人水産総合研究センターの中央水産研究所の堀川資源評価部長さん、及び中央水産研究所浅海増殖部の片山主任研究員から説明をいただくことになっております。お二方、よろしく願いを申し上げます。

堀川中央水産研究所資源評価部長 中央水産研究所資源評価部の堀川でございます。

それからこちらにおりますのは、浅海増殖部の片山主任研究員でございます。

この魚種につきましては、イカナゴ、トラフグ、シャコ、マアナゴについては片山主任研究員の方から。ヤリイカ及びキンメダイについては私の方から説明をさせていただきます。

それではよろしく願いします。

片山中央水産研究所浅海増殖部主任研究員 伊勢・三河湾のイカナゴから、まず御説明いたします。資料1に今年度の資源評価表の要約がございますので、これに沿って御説明申し上げたいと思います。

イカナゴでございますけれども、この写真はその親ということになるのですが、稚魚が漁獲対象、コウナゴと言われておりますが、主に船びき網で漁獲されております。

漁獲の動向ですけれども、そこに1980年からの漁獲量の推移が載っておりますが、これを見ておわかりのように、年による変動が非常に大きい。稚魚の発生量、生き残り量によって大きく変動するわけですけれども、1年置きもしくは2年置きにこういうふうに大きく変動しています。

そういう中で、近年は98年や2000年のような大不漁という年は今のところ見られておらず、中位の動向であると。2006年におきましても1万9000t強ということで、豊漁であったと言えると思います。

そういう資源に対して、三重・愛知両県が連携して漁獲開始日や、とり残しを確保するという漁獲管理をしております、そういう取り組みが展開されているところでございま

す。

資源評価といたしましては、資源水準としては高位にあると。ただ、このような変動を繰り返しておりますので、そのまま増えていくわけではないだろうということで、横ばいというふうに評価しております。

続きまして4ページになりますけれども、トラフグでございます。このトラフグは、伊勢・三河湾で非常に重要な対象でありまして、主に春生まれたものを秋口から小型底びきで漁獲する。小型底びきの10%から20%ぐらいの金額を占めるような、大変重要な魚種であります。

翌年まで生き残ったのは、主に延縄で漁獲されるという漁業形態になっております。

漁獲の動向ですけれども、これも4ページの下に図が出ておりますが、2001年に稚魚の生き残りのいい年がございました。いわゆる卓越年級が発生いたしまして、それがその年、また翌年というふうに漁獲を支えておりました。

しかしその後実は、ずっとその稚魚の生き残り、加入が少ない、非常に水準の低い状態が続いております。

2005年においてもその傾向は歯止めがかかっておらず、100tを下回る漁獲量となっております。

ということで資源評価といたしましては、水準としては低位。そして減少傾向は明らかであるというふうに評価しています。

こういうものに対しまして、ちょっと小さいものをとり過ぎたということは、計算上もどうも明らかだということで、管理方策としましては、特に魚体の小さなものに対する漁獲圧を抑えていこうという方策を提案しております。

次に、7ページでシャコであります。シャコも主に小型底びき網の重要対象です。

シャコにつきましては、生態面でいろいろと不明なところがございます。特に、生まれた浮遊幼生がどういう挙動を示すのかとか、それが何年生き残ってどういうふうに漁獲されていくのかというのはわかりにくいのですが、そういう中で8ページの上に漁獲動向の図がございます。

これも見て非常に明瞭ですが、近年ずっと漁獲の減少が続いております。これは2つの側面がございます、隻数が少し減っているという影響もあります。それによって漁獲量も下がっているのですけれども、その中身として資源状態ということで上から4行目あたりに書きましたが、C P U E、すなわち1隻がある漁獲努力量の中でどれくらいとって

いるかと。資源の密度の指標となるわけです。それは若干増加しております。

ただ、シャコというのは狙い取りされやすいものですので、資源自体は漁獲量の動向のように減少傾向にあるというふうな調査結果になっております。

これも小型底びきということで、小さなシャコが大分とられてしまっていると。これも再放流してもなかなか生き残れないので、いろいろシャワーをつけたりという工夫をしているのですが、そういう工夫をしながら小型のシャコを保護する。また、目合いとかいろいろ難しい面はありますけれども、そういう管理方策を提案しております。

ですので、資源状態としては低位。そして、動向としては減少傾向というふうに評価しております。

伊勢・三河湾の最後のマアナゴであります。マアナゴはちょっと特異な資源でありまして、漁獲対象は1歳や2歳のものが小型底びき、またはかごによって漁獲されています。

10ページに写真が載っておりますが、これがいわゆる「のれそれ」と言われる稚魚です。これが伊勢・三河湾で生まれて、そこで漁獲、加入していくということではなくて、南方の遠い海から来遊して入ってくるということで、漁業を管理して増やそうとコントロールするのは非常に難しい魚種ではあるのですが、考え方としては入ってきたものをちゃんと効率よく漁獲しようということで、いろいろ取り組みがされている最中でございます。

漁獲の動向ですが、そのこのグラフにもありますように、やっぱり若干減少しております。また小型底びきのCPU E、資源のレベルの指標ですが、これも減少傾向という計算結果が出ております。ということで、資源水準としては低位と。

動向ですが、まだ大きく下落が明確というわけでもなくともうちょっと吟味が必要だということで、横ばいというふうにしてありますが、このまま減少していけば減少傾向というふうに判断せざるを得ないような状況でございます。

以上です。

堀川中央水産研究所資源評価部長 引き続きまして、12ページをご覧ください。ヤリイカの資源状況について御説明をいたします。

ヤリイカの分布域としては、太平洋側では北海道南部から本州、四国、九州と広く分布しておりまして、主に底びき網等で漁獲されております。

太平洋北部の海域では1そうびきのオッタートロール、沖合底びき網。それから太平洋中南部では1そうびき沖底及び小底。太平洋南部では主に2そうびき沖底によって漁獲さ

れております。

漁獲量ですけれども、13ページの図及び下の方にも太平洋南部、北部で分けてありますので、それを一緒に見ながら説明をさせていただくと、漁獲量は1970年代後半から1980年代後半には、大体2000tから5000t台ということで大きな変動を示してはりましたが、高位の水準にあったと解釈しております。

これは寿命が1年と短年性であるという資源の1つの宿命でございまして、変動が大きいということがございましたけれども、その後90年代に入りましてから、太平洋中南部の方の漁獲量が急減をしてしまったということで、その後現在まで回復の兆しが見られないという状況です。

一方、太平洋北部ですけれども、90年代に太平洋中南部で漁獲量が減少したのに反しまして、一旦北部の方では増加をしております。しかし1997年以降、北部でも減少傾向が顕著となっている状況で、全体的に現状では資源は減少しているということです。

資源評価の方法につきましては、こういった漁獲動向やC P U E、単位努力量当たりの漁獲量の動向を見て判断いたしておりますけれども、資源は低位で減少傾向であろうという判断を、現状ではしております。

しかしながら、このダイジェスト版では少しはしょってしまっておりますけれども、詳細版というのがございます。それから中央ブロックの資源評価会議でも御報告いたしておりますけれども、今年6月に土佐湾で調査船調査を実施したところ、外套長3cm程度のヤリイカの幼イカが大量に漁獲されたということで、過去の記録から見ると十数年ぶりに大量に漁獲されたということで、中南部ではかなり加入がいいのではないかとということ、報告書にも一応書いてございますが、近々になりまして八幡浜及び愛知県の方の情報を取り寄せましたところ、2そうびきの水揚げ状況も、口開けすぐですからこれから先ということはずべてわかっておりませんが、いい状況と。

それから愛知県の外海小底でも、かなりコンスタントに漁獲されておると。逆に自主規制などをして、漁獲制限もしているという情報も入っております。

それから愛知県の沖底の方もいいのではないかとということから、中南部海域ではこういった加入が良好であったことを反映して、漁獲が伸びるのではないかと予測されております。

したがって、資源評価の方は来年度の修正になると思っておりますけれども、太平洋中南部についての動向は、「増加」と書きかえられることになるのではないかと考えておりますが、

いずれにしろ漁期が全部終わってみないとわからないという状況でございます。

引き続き 15 ページ、キンメダイの報告をいたします。これについてはほかのダイジェスト版と異なった様式になっておりますが、これは資源評価の対象種にはなっていないということの関係で、沿岸資源動向調査という枠組みで各県に調査をお願いして、その結果を取りまとめたものでございます。

キンメダイは御存じのように、先ほどのヤリイカが短年性と言っている一方で、寿命が 26 歳以上ではないかと言われておりまして、かなり高齢になるまで生き残る魚種でございます。

分布としては図 2 を見ていただくとおわかりと思いますが、九州南方、北海道南部に至る太平洋沿岸から小笠原諸島海域の海山に分布しております。

漁業としては、例えば房総沖、伊豆半島、伊豆諸島、室戸沖の海域では、釣り漁業によって漁獲をされております。

本種の漁獲を行っているのは、主に静岡県、千葉県、神奈川県、高知県、東京都、1 都 4 県でございます。

漁獲の動向ですけれども、1 都 4 県を集計させていただいた漁獲量の推移を 16 ページの図 3 に示してございます。この推移を見ますと 76 年の 2200 t 以降、急速に漁獲量は増大をいたしまして、84 年には 1 万 t を超えたんですけれども、その後 1990 年代初めまでは 8600 t から 1 万 t 前後の高位水準のまま推移をいたしまして、91 年には最高 1 万 1000 t という漁獲量を記録しました。

その後、漁獲量は徐々に減少しておりまして、1998 年には 6300 ~ 6400 t ぐらいまで減少いたしました。しかし 1999 年以降再び増加傾向に転じ、その後 2001 年をピークに、また緩やかな減少傾向という変動になっております。

2005 年の推計値でございますけれども 6000 t ということで、2003 年、2004 年とほぼ同水準と考えております。

こういった漁獲量の動向、それから C P U E の検討から、この資源の水準は中位で、動向は横ばいというふうに判断しております。

以上です。

澁川部会長 堀川部長さん、片山主任研究員さん、どうもありがとうございました。

ただいま伊勢・三河湾のイカナゴほか 3 種、合わせて 4 種。それからヤリイカとキンメダイについての資源の状況につきましての説明を受けたわけでございますが、ただいまの

説明で何か御質問ございませんでしょうか。

いかがでございますか。ようございますか。

ないようでございますので、次に進めさせていただきたいと思えます。

(2) 資源回復計画について

伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画の作成について

澁川部会長 それでは、議題(2)「資源回復計画について」に入りたいと思えます。まずは、新たな資源回復計画の作成についてでございます。

平成 16 年 10 月 20 日に開催されました第 8 回太平洋南部会で、計画の作成着手について御了承いただきました、「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」についてでございます。

これまで検討が進められてきたところでございますが、今回計画案を御審議いただきたいということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

事務局より説明をお願いします。

松本指導係長 水産庁管理課の松本でございます。

それでは座って説明させていただきます。よろしくお願いをいたします。

伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について、御説明させていただきます。お手元の資料 2 になります。

伊勢湾・三河湾のイカナゴにつきましては、ただいま部会長から御説明のあったとおり、平成 16 年 10 月 20 日の本部会で、回復計画の着手について御了承いただきました。

その後、先ほどイカナゴの御説明をいただきました中央水研の片山主任研究員や、愛知県・三重県の水産研究機関、行政の担当者の方と協議・検討を進めてまいりまして、あわせて両県におきましてそれぞれ漁業者協議会を開催いたしまして、意見を集約してまいりました。

前回、3 月の本部会におきまして、経過報告と本計画の骨子について御説明させていただいているところであります。

その後内容の詰めを行いまして、先月 9 月、両県合同の漁業者協議会を名古屋において開催しまして、計画につきまして御了解、御確認をいただきましたので、本日計画案を部会にお示しすることになりました。

それでは、資料に基づいて内容の説明をさせていただきます。計画内容をすべて読み上

げますと時間もとりますので、項目ごとにポイントとなる点を御説明していきたいと思
います。

まず、資料の1ページから3ページの上段の表の部分につきましては、イカナゴ資源の
現状と、イカナゴの生活史、漁獲量、漁獲金額の推移等を記述しております。

まず、1ページの資源の現状等につきましてでございます。イカナゴの生活史、生態等
もあわせて説明いたしますので、2ページにありますイカナゴの生活史の図をご覧いた
きながらお聞きいただければと思います。

イカナゴの主要漁場であります伊勢湾・三河湾では、主に加工用や養殖餌料用としてイ
カナゴが漁獲されており、本海域のイカナゴ資源は、他の海域の資源との交流がない独立
した資源となっております。

また生態的な特徴といたしましては、夏場から11月ごろにかけ海底の砂地に潜り、ほと
んど活動を行わない夏眠という期間があり、この期間に成熟し、産卵親魚となる成魚にな
ります。

2ページの図にありますように、湾口部に産卵場所と夏眠場所があり、ふ化後は矢印で
示す索餌回遊を行いながら移動し、成長していくことを示しております。

続きまして、2ページの下段の(2)漁獲量の推移と資源回復の必要性についてござ
います。これにつきましては、3ページ上段のイカナゴ漁業の推移の表をご覧いただきな
がらお聞きいただければと思います。

現在の資源量は、先ほど御説明がありましたとおり高位水準と考えていますが、過去の
漁獲量を見ますと1974年には2万7000tあった漁獲量が、1982年にはわずか700tまで
に落ち込んでおります。それ以降再び増加し、1992年には2万8000tの漁獲がありまし
たが、2000年にはまた1500tまで減少しております。

1978年からの5年間にわたる危機的な状況は脱しておりますが、先ほど片山主任研究員
からも説明がありましたとおり、この表をご覧になってわかりますとおり、このように漁
獲量が極めて大きな幅で変動するため、漁業経営上も不安定な状況だということがござ
います。

そこでこの大不漁年を回避するために、イカナゴ資源が高位で安定するような資源管理
措置を講じる必要があるということから、今回の計画を作成したということでありませ
う。

続きまして3ページの中段から、ちょっと先になりますが7ページの中段部分までは、
資源の利用状況と資源管理の現状について記述しておる部分でございます。

それでは戻りまして、3ページの2の(1)の関係漁業の現状から御説明いたします。

伊勢湾・三河湾ではイカナゴ船びき網漁業で主に漁獲されており、およそ700隻程度の操業隻数となっている。

漁獲対象は2～3月が仔稚魚であるシラス、4～5月がやや大きくなった未成魚、また夏眠後の1～2月にかけてはボーコウナゴと呼ばれる親魚を漁獲しておると。特徴的なのは、漁獲尾数で見ると、全漁獲尾数の90%以上が2～3月の漁獲開始後のおおむね2週間で水揚げされるということでございます。

詳細な漁業種類や漁船規模、許可につきましては3ページの下段の表に記載しておりますとおり、平成17年におきましては両県合わせて759隻の操業隻数となっております。

続きまして4ページですが、上段の表からいきますと、漁業種類による操業区域、主な地区別の漁業経営体数でございます。また一番下の地図は、伊勢湾・三河湾における出漁港と水揚市場の所在地を示しております。

地図内の地区名の後の括弧の中の数字ですが、これは中段の表の経営体数をそれぞれ記載したものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。ここには漁獲量、漁獲金額を数値とグラフによって、その推移について愛知・三重両県別にわかるように示しているものでございます。一番最初の3ページの上段の表にあるこの推移を、両県別に示したものでございます。各県ごとにどうなっているかというのを見ているものでございます。

続きまして6ページは、漁業形態等について記載しております。中段のこの表には、両県におけるイカナゴを漁獲するそれぞれの漁業種類が、どの時期にどのような操業を行っているかを示しているものでございます。

漁の解禁と終漁につきましては、水産関係機関で実施される漁期前調査と漁期中のモニタリング調査で毎年決定されておりますが、おおむね2月下旬～3月上旬にかけて漁が開始され、5月下旬～6月ごろには終漁いたします。

委員さんのお手元にある資料では、赤い色でつけているところがイカナゴの漁期となっております。

操業形態、船団については2隻の網船と1～2隻の運搬船で構成され、通常、日の出から11時ごろまで操業が行われているということで、そういった旨を書いております。

続きまして、7ページ。は消費と流通の現状でございます。イカナゴは加工用と養殖餌料用として利用されていると申しましたが、ここにはその詳細な利用形態を記載してい

る部分でございます。

小型の煮干加工用のものが利用価値が高くなっており、流通としましては加工品は東京、名古屋、大阪の卸売市場に出荷されております。

大型の養殖餌料用のものは、三重県や四国、九州へと流通しております。

特徴的なこととしましては、愛知県の漁業者と三重県の一部の漁業者はシラスを主な漁獲対象としておりますが、それ以外の三重県の漁業者は、養殖餌料用向けに成長したイカナゴを漁獲対象とする実態がございます。両県におきまして、若干利用形態が異なっているということがございます。

同じくその下の(2)資源管理等の現状でございます。この部分には現在、漁業者みずから実践している自主的資源管理と公的規制による管理措置を記載しております。

先ほども御説明しましたように、過去の大不漁が契機となりまして、本海域ではこれまでも幾つか自主的な資源管理措置が行われておりますが、内容につきましては恐縮ですが、次の8ページの下の表をご覧になっていただければと思います。

現在行われている自主的管理措置としましてこの表にあるように、産卵親魚の保護、解禁日の決定、操業秩序の維持、終漁日の決定、夏眠場所の保全が実践されてきたということでございます。

その上の部分については公的規制、知事許可漁業等の内容と示し、漁業調整規則等で規制がかかっている内容を、それぞれ記載しているものでございます。

続きまして9ページの中段部分の3、回復計画の目標について御説明いたします。本計画では、さっき述べましたように大不漁年を回避すること。あと、漁獲量を高いレベルで安定させるための措置を講じることとしていますが、その他の回復計画の方針としましては、イカナゴの産卵親魚尾数を確保することによって、漁獲対象として加入する尾数を高位で安定させようとするものです。

そのため目標としては、初期資源尾数、つまり漁獲開始時点の尾数を300億尾水準以上にしようとするものであります。300億尾というのは漁獲量で申しますと、およそ9000t程度となって、この漁獲量水準は漁業経営上も現状では安定が見込まれ、さらには翌年の漁期につながる産卵親魚の十分なり残しが可能となるレベルであります。

これまでの研究結果から、残存尾数と翌年の初期資源尾数の関係から推定した場合、おおむね終漁時に産卵親魚を20億尾程度残しておけば、翌年300億尾を超える加入資源尾数が期待されるということでございます。

そこで20億尾以上のイカナゴを残存させる、つまりとり残そうと。また加えて、産卵能力が高い良質な親魚を残そうということで、そのための措置を講じることとしております。

具体的な措置につきましては、次の10ページに記載しております。この部分が回復計画のポイントになりますが、4、資源回復のために講じる措置と実施期間といたしまして、平成19年度から当面5年間で次の措置を実施するというので、(1)漁獲努力量の削減措置ということで、この3つの措置を実施することとしております。

この部分について、ちょっと読んで説明させていただきます。まず削減措置といたしまして、終漁時残存資源尾数の確保ということで、措置内容といたしましては、「両県の水産関係機関による資源状況のモニタリングをもとに、当才魚の残存資源尾数が20億尾を下回らないとなる時点を終漁日とする」としております。

管理効果としましては、「初期資源尾数300億尾の確保が期待される」ということでございます。

続きまして、保護区の設定。「両県の水産関係機関のモニタリングをもとに、優良な親魚が分布している夏眠海域を保護区域として設定する」としております。

管理効果としては「初期加入資源を安定的に確保するために、産卵能力が高い良質な親魚を残す」ということであります。

続きまして、保護育成期間の設定。「市場価値の低い漁獲サイズ期に一定の保護育成期間を設定する」としております。

管理効果としては「未成魚から成魚に成長する段階で保護することにより、良質な産卵親魚の増大が見込まれる」としております。

以上が講じる措置でございます。

「なお、これらの措置につきましては、両県の水産関係の機関の情報をもとに、関係漁業者が協議し、柔軟な運用を図ることとする」としております。

続きまして5、漁獲努力量の削減措置及び効果に関する公的担保措置についてですが、先ほど御説明いたしました、残存尾数の確保などの措置について実効性を担保するために、委員会指示等による公的規制について検討することとしております。

続きまして6、資源回復計画のために講じる措置に対する支援策ですが、現時点では具体的な支援策は検討されておられません。

続きまして11ページの7、資源回復措置の実施に伴う進行管理ですが、削減措置の実施状況や資源動向を把握しつつ、必要に応じ計画の見直しを行うこととしております。

進行管理に関する組織体制は、図のようになっております。

最後に 12 ページの 8、その他でございますが、イカナゴの資源管理につきましては、本計画以前から漁業者による自主的な管理が実践されてきておりますので、「これまでの取組により構築された、両県による漁業者と水産関係機関等との体制の維持・強化に努めるとともに、ニーズを把握した価値の向上にも努めることとする」ことを記載しております。

大変項目が多うございまして、かいつまんで御説明いたしました。

以上で、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画（案）の内容説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

澁川部会長 松本さん、ありがとうございました。

平成 16 年 10 月の部会でのスタートですから、丸 2 年を要して成案を得たわけでございます。

ただいま説明がございましたけれども、松本さんちょっと伺いますが、この資料は全体が資源回復計画ということでいいんですね。計画（案）になっていますけど。この全体ということですね。

松本指導係長 そうです。

澁川部会長 はい、わかりました。ということでございます。

ただいま説明がございました。ボリュームが多いんですけども御質問ございますれば、いかがでございましょうか。

とりあえず、関係委員さんの御意見をまず伺ってみますか。

それでは、三重、愛知さんどちらかということになりますけど、吉戸さんから。

吉戸委員 前の資源計画で一番難しかったことは、とりたい時期が違うということでした、愛知県と三重県と。それを今度水産庁に来ていただいて、まとめ上げていただきました。ありがとうございます。

両県がこれからも歩調を合わせて試験場の言うことをしっかり聞いて、これからは資源管理に努めていきたいと思えます。今回はありがとうございました。

それから聞きたいんですけど、試験場の調べでは、とり残しは今では 50 億も 60 億もやっております、実際。それだけ、湾内の黒潮の導入が一番原因だと思いますが、いかがですか。湾口部で生まれた魚が、黒潮の流れで湾内へ押し寄せる潮がないと、それが一番問題だと思いますが、そこのところを調べていただきましたか。

澁川部会長 ただいまの質問はいかがでございましょうか。

片山さん、どうぞ。

片山中央水産研究所浅海増殖部主任研究員 おっしゃるとおりの現象は、僕はデータとしてまだ持っていませんけども、現場の方がそうおっしゃるといことは、多分そうなのであろうと。

そういう中で、じゃあ何を考えたらいいのかということになると思うのですけれども、どうもイカナゴがふえたり減ったりする原因というのは、基本的に2つ大きな要因があります。

1つは、まず親がいなければ、どんなに翌年の環境がよくても次の年は漁獲できない。親の量が1つ。

もう1つは、親がたくさんいたとしても、そういうふうには黒潮に由来する水塊が大量に入ってきて全部逸出されてしまったらどうしようもないという、この2つだと思います。

実はもう1つ、イカナゴの場合、たくさん残したからといって翌年絶対いいということにはなっていない現象がやっぱり見られます。多分おっしゃるとおり、環境によって大分変動されているという側面はあると思います。

そういう中で、じゃあ、何をしたらいいかということですが、黒潮の入ってくる量とかは絶対人間の手ではコントロールできないというところで、もし何か環境の不良があったとしても、翌年の漁獲を何とか維持するには、松本さんの提案のとおり、親をこの程度とり残すことが、まず漁獲量を担保するために打てる策だろうと考えております。

ですので、メカニズムのところはまだまだ調べなくてはいけないと、私も考えております。同感です。

吉戸委員 これ、10億って書いてあるんだけど、実際に4～5年前から、残すのに50億切ったことはない。あんたらも聞いたろうと思うけど。余計残せば、仮に環境が悪くても、10億残すより50億残した方がええと思って残しておるんだけど。

今までで一番余計とれたのは、10億残っておるときが一番余計とれた。海況がよかったもんな。

愛知県側では、三河湾は20億残してとめる。三河湾だけ先に禁漁区にしちゃう、三重県とは話しせんで。それで三重県は三重県で伊勢湾で今50億から60億残しておるんだけど。

澁川部会長 吉戸委員さん、お話は大体。

迫間さん、何かございませんか。御両県で御苦労なすった漁期の違いも乗り越えて、ここまで成案を得たわけでございますけれども、その感想も含めて。

迫間委員 三重県の迫間でございます。

参考としまして、今年のコウナゴ漁は試験場の調査から、魚は例年よりも多いという予測でしたが、伊勢湾内の水温が低く、3月9日の解禁日に漁獲されたイカナゴは3cm以下で、その後の成長も遅かったです。5月末まで操業を続けましたが、まだ伊勢湾内に多くのコウナゴが残っていました。来漁期のために残す親魚の分を差し引いても十分漁獲が続けられたことから、漁業者から操業期間の延長要望があり、三重県では6月1日から20日まで操業期間が延長されました。今年のコウナゴ漁は50日間の出漁があり、漁獲量は1万545tで、漁獲金額は5億3000万円と、まずまずの漁がありました。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

さて、今日、吉戸さんから御質問などが出ておりましたけれども、これから研究を進めていただかにかいかん面は多々あると思います。しかし、ここまで御苦労なすってこの形になったということでございますから。

ほかにいかがでございますか、御意見、質問などございますか。どうでしょう。

事務局、何かありますか。若干、吉戸さんから質問ございましたので。

國府資源管理推進室長 資源管理推進室長を賜っています國府でございます。

吉戸さんの方からいろいろ、水産庁が苦労してという話がありましたけれども、実態は御存じのとおりイカナゴにつきましては、従来非常に漁獲変動が大きかったということで、両県は非常に苦労しまして、そういったある程度科学的なデータに基づいて、自主的な管理を両県でやっておられたと。それがもとになって資源回復計画を作成していただいたというのが実態でございます。

ただ、そういった自主的な資源管理も確かにおっしゃられるとおり、環境的な要因によって、イカナゴの漁獲量が非常に増減するというのは確かなところがございますけれども、そういったことがあったからこそ、両県の方で自主的な管理も進められたわけで、そういったものを基本にして資源回復計画をやっていこうということなので、少しでもそういった環境要因による変動を緩和して行って、安定的な漁獲につなげていくと。

確かにまだまだ科学的に解明されていないところがございますけれども、今持っている一番のデータに基づいてこういったことをやっていこうということでございますので、その点どうか御理解、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

澁川部会長 ほかに御意見ございませんか。

時間も押しています。あと5題もございますので、この辺で伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画についての本部会の扱いを決したいと思いますが、いかがでございますか。御意見ありますか。

本部会として了承してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長 ありがとうございます。

御了承いただいたということでございますが、あわせて今後、事務手続きがございます。事務手続の上で部分的な修正、文言の訂正等がもしありましたら、私に御一任をちょうだいいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源回復計画については、本部会として了承することといたします。事務局においては、本計画に係る事務手続を進めてください。

なお、事務手続が済めば、水産庁のホームページに計画本文が掲載されるとのことでございます。また、関係の漁業者の皆様におかれましては、これまでの計画づくりに大変御苦労いただいたということでございますが、これからは計画の実施ということでございますので着実な取り組みができますよう、特に御両名の委員さん、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の取組状況について

澁川部会長 それでは次の議題でございます。「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」について、事務局から説明を願います。

小池課長補佐 それでは御説明いたします。

お手元にお配りしている資料3-1、資料3-2です。資料3-1は文章で整理したものの。それをもうちょっと具体的に表形式で整理したのが資料3-2を御用意しておりますので、この資料を使って御説明させていただきます。

まず、資料3-1をご覧くださいと思います。この計画でございますけれども、皆さん御承知おきかと思いますが、太平洋海域に係る第1号の資源回復計画といたしまして、

平成 14 年 8 月 13 日に国が作成・公表したものでございます。

計画の中身でございますけれども、伊勢・三河湾で操業される小型機船底びき網漁業の漁獲量が減少傾向にあるということで、小型機船底びき網漁業の重要な漁獲対象魚種であるトラフグ、マアナゴ、シャコの 3 魚種について資源の回復、実際には漁獲量の増加を図ることを目的としたものでございます。

具体的な取り組みについては後でまた御説明しますけれども、小型魚の水揚げ制限等の漁獲努力量の削減。それからトラフグの種苗放流。海底清掃による漁場環境の改善に取り組むこととなっております。

また、資源回復計画対象魚種でありますトラフグ、マアナゴ、シャコにつきましては、伊勢・三河湾の小型機船底びき網漁業以外の漁業でも漁獲されているということでございますので、計画をつくった平成 14 年から当面の 5 年間については、小型機船底びき網漁業が取り組みを開始し、その後は他の関係漁業も取り込んで、取り組みを拡大していくことを検討することとされております。

いわば、前半の 5 年は小底がやると。後半については関係漁業者の方々の御理解もいただきながら、取り組みの範囲を拡大していこうということでスタートした計画でございます。

そのいわゆる前半部分の 5 年目、平成 14 年から当面の 5 年間の 5 年目が本年度に当たりますので、これまでの 5 年間の状況と、それから来年度以降に向けた考え方について、これから御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、5 年間の取り組みの実施状況でございます。資料 3 - 2 の 1 ページの表に書いてございますのが、計画に基づく取り組みの具体的な内容でございます。

漁獲努力量削減措置といたしまして、小型魚の水揚げ制限、トラフグ、マアナゴの全長 25cm 以下のものについては、すべて船上で再放流するという取り組みでございます。これについてはそれぞれの海域ごとに期間は若干異なりますけれども、平成 14 年から着実に実施が行われているということでございます。

それから漁具の改良。これは網目についての検討及び実証化試験結果を踏まえた改良漁具の導入でございますけれども、これについては計画実施以降精力的に県の水産機関等で検討していただいているところでございますが、未実施という状況でございます。

3 点目、シャワー設備の導入。これは小型機船底びき網漁業、漁獲されたものについて船上で選別をして小さいものを再放流するという形態になるわけでございます。特に夏場

において、再放流魚の生産率を向上させるためのシャワー設備の導入ということで、これについては平成 15 年度に導入済みでございます。

それから休漁期間でございますけれども、この休漁期間は 3 番の漁場環境の保全措置とリンクした取り組みでございます。平成 16 年度の 2 月でございますから平成 17 年 2 月ということになりますけれども、三重・愛知両県で一緒になって取り組みを行っていただいております。

柱の 2 番目の資源の積極的培養措置についてでございます。トラフグにつきまして、愛知県、三重県、それから同じ資源を利用しているということで、静岡県さんも含んだ数字となっておりますけれども、このような形で種苗放流が毎年度行われております。

また、本年度からは愛知、三重、静岡の 3 県の方々が一緒になって海域レベルでの適地種苗放流体制の構築を目指して、「栽培漁業資源回復等対策事業」にも着手をしているところでございます。

それから 3 番目の柱の漁場環境の保全措置でございますけれども、これは休漁期間中の漁船を活用した漁場清掃でございますが、実施状況の欄にあるとおり、かなりの隻数の方に御参加いただいて、海底にたまったごみ等の回収を行っていただいているということでございます。

一番下に T A E の話がございまして、上記のようないろいろな計画に基づく取り組みを公的に担保するという意味で、トラフグを対象に T A E 管理、操業隻日数管理もやっておるわけでございますが、これについても設定値の範囲内で漁業が行われているという状況でございます。これが計画に基づく取り組みの実施状況でございます。

それから先ほどちょっと申し上げましたが、この計画につきましては小型機船底びき網漁業から開始して、さらに広げていこうということでございましたが、それではトラフグ、マアナゴ、シャコを漁獲しているほかの漁業についてはどういう状況になっているのかということについて、御説明させていただきたいと思っております。

まずアナゴでございますけれども、今の資料 3 - 2 の 1 ページ、先ほどちょっと触れた部分でございますが、あなご籠漁業につきましては、当初の 5 年以降の後半部分を待たずに、既にこの資源回復計画に参加していただいております。平成 16 年 12 月 2 日付で資源回復計画の一部変更を行いまして、平成 16 年度からあなご籠漁業においても、マアナゴの小型魚の再放流について、既に取り組みを開始していただいているという状況でございます。

それから、資料3 - 2の2ページをご覧くださいと思います。資源回復計画の対象魚種のうち、トラフグについてでございます。これにつきましては、湾内の小型機船底びき網漁業以外に、愛知、三重、静岡3県のふぐはえ縄漁業の方々の漁獲も大きなウエートを占めているわけでございます。

ふぐはえ縄漁業につきましてはここに書いてございますとおり、各海区の委員会指示、または県で作成された資源管理計画、または漁業者同士の協議によってつくられた申し合わせというような形で、委員会指示による公的規制以上の内容の取り組みが、この資源回復計画がスタートする前から、また一部見直しもされつつではございますけれども、資源管理に取り組んでいただいているという状況でございます。

それから資料3 - 2の2ページの下に、漁場環境の保全措置がございます。この資源回復計画をスタートしたときに、伊勢・三河湾の底魚資源については、特に夏場に発生する貧酸素水塊等の環境要因の影響も受けるという状況の中で、愛知県さん、三重県さん、それから名古屋市が主体となって、「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」を平成12年につくりました。それによって、漁場環境の改善も推進されていくであろうというお話をさせていただいたわけでございますけれども、その後「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」を踏まえた上で、国土交通省が音頭をとって、「伊勢湾再生推進会議」がつけられております。この伊勢湾には三河湾の海域も含まれております。

ここにおきまして、平成17年度に「伊勢湾再生推進基本方針」が策定されまして、健全な水物質循環の構築、それから多様な生態系の回復、生活空間での潤い、安らぎ空間の充実を柱に立てた方針がつけられております。

この方針に基づきまして、今年度中に「伊勢湾再生行動計画」が策定される運びになっております。今までは指針という形で、こういうことをやっていこうというものだったわけですが、実際に何年度にどういうことをやるという具体的な計画をつくるための行動計画が、今年度中にできるという運びになっております。

この会議には、ここに書いてございますけれども水産庁、それから愛知・三重両県も入って、いろいろ今議論をしているところと聞いていますが、こういったことによって具体的な取り組みが開始され、漁場環境の改善につながれば、資源回復にもプラスに働くのではないかと考えてございます。

以上、ちょっと早口で申しわけございませんが、資源回復計画に基づく取り組み、関連漁業での取り組み、それから関連した動きについて御説明をさせていただきました。

ではその結果、資源がどうなったのかというのが、資料3 - 1の1ページの最後のところから、それから資料3 - 2の3ページに整理させていただいております。

この計画につきましては、平成13年の伊勢・三河湾の小型機船底びき網漁業の漁獲量を基準として、5年目の平成18年には漁獲量を25%アップしようということでスタートしたわけでございます。

ただ、今の状況を申し上げますと、平成13年の漁獲量は3魚種合計で1436tだったんですが、その後平成14年に若干増加いたしましたけれども、15年、16年は減少してまいりまして、平成16年の直近で整理できた数字だと1105tで、資源回復計画をスタートした以降も、資源状況にいい兆候が認められていないという状況にございます。

ただ、これは3魚種、愛知・三重さんすべて合計した数値でございますけれども、個々で見ますと、例えば愛知県さんで小型機船底びき網漁業の主要な基地になっております豊浜地域では、資料3 - 1の2ページにも書いてございますが、平成13年の183tから、16年には245tというふうに増加している地域も見られるようになってきております。

この地域については、特に操業隻数や操業日数がふえたということではなくて、もともと小底の大きな基地でございますけれども、特に漁獲努力量が増大したわけではない中で、一部ではございますが、漁獲量が改善されているという状況が見られてきております。

また、今整理しているのが16年までの数字でございますが、資料3 - 2の1ページで、資源回復計画の取り組みに関する状況を御説明させていただきましたけれども、小型魚の水揚げ制限につきましては、計画策定後すぐ実施していただいたわけでございますが、シャワー設備の導入ですとか休漁期間の設定につきましては、支援事業とセットであったということで、シャワー設備は平成15年度に導入しております。ですから、実際に夏場においてシャワー設備が活用され始められたのが、平成16年の夏となります。

それから休漁期間についても、16年度から両県合わせて実施ということでございますけれども、実際には2月休漁ということでございますので、平成17年2月からという取り組みとなっております。

そういう状況で、今日お示ししております平成16年までの漁獲量ということになると、そこら辺の取り組みについて、その効果が十分反映されているような状況ではないと考えております。

ただ一方では、先ほど資源状況について御説明がございましたけれども、決していいという評価をいただける状況ではないのが現状でございます。

今のような状況を踏まえてでございますけれども、今後どういうふうにしていこうかというところでございます。資料3-1の3の(2)でございます。先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、資源回復計画ができて、愛知・三重両県の小型機船底びき網漁業における資源回復の取り組みが定着化してきている状況でございます。

また、先ほど申し上げたとおり、一部の地域では漁獲量の回復も認められるという状況でございます。

また、先ほどの説明でちょっと触れましたけれども、種苗放流につきましては愛知・三重・静岡県が連携して、海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に向けた新しい取り組みを始めております。

また、漁場環境については、「伊勢湾再生行動計画」が今年度中にできて、来年度から取り組みが始まるという状況にもあるわけでございます。

そういったこれまでの実績の状況、それからこういった新しい動き等も含めまして、本計画につきましては当初前半部分は小底で、後半部分はいろいろな漁業も入れてということではございましたので、平成19年度以降も、資源回復計画に基づく措置等の見直しを図った上で5年間、平成23年度まで、本計画の計画期間を延長して取り組みを行いたいと考えております。

具体的な取り組み内容については、今、検討中でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、取り組みが定着してきているということでございますので、その定着化の一層の推進を図るとともに、ほかの関係漁業者にもお話をさせていただきつつ、種苗放流についての新しい動き、漁場改善についての動きといったものとの連携を図りつつ、またさらに前半部分で未実施となっております、漁具改良の早期実現に向けた検討もあわせて進めて、次の部会までに計画変更の内容を詰めた上で、また御説明させていただきたいと考えております。

これからまた現地の方とよく相談をしたいと思っておりますけれども、とりあえずこの計画については平成23年度まで続けていくということで、今回御了承をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

澁川部会長 やはりこれは太平洋で最初の回復計画でございますので、事務局の思い入れもなかなかでございます。

そういうことでございまして、結局5カ年延長したい。その御了承を今日得ておいて、その内容をこの後さらに詰めて、この次の年度内のもう1回の委員会で御了承を得たいと

ということのようでございますが、御質問ございますか。

よろしいですか。

では、その方向で対応をさせていただくことにいたします。そういうことで計画の見直しに係る検討を、事務局は進めてください。

ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画の取組状況について

澁川部会長 次に、「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」でございます。これも実施中の計画でございますので、取組状況につきまして、事務局から説明をお願いします。

小池課長補佐 引き続き私の方から、お手元の資料4に基づきまして、計画の実施状況について御説明をさせていただきます。

本計画は、16年11月に作成されたものでございます。計画の概要、取組内容、実施状況、現在の状況というふうにまとめてございますので、順次説明させていただきます。

本計画のヤリイカ太平洋系群資源につきましては、さきほど水産総合研究センターからも御説明がありましたけれども、広い範囲に分布しているわけでございますが、太平洋南部海域において操業している2そうびきの沖合底びき網漁業においては、重要な漁獲対象資源である。しかしながら、その漁獲量が低い水準で推移しているということから、2そうびきの沖合底びき網漁業が漁獲努力量削減措置に取り組んで、資源の回復を図るのが計画の概要でございます。

取組内容といたしましては、減船と保護区の設定というものでございまして、平成16年度に既に2カ統4隻の減船を行っております。

また保護区についても、残存漁業者の間で鋭意検討が進められているという状況でございます。

このような取り組みの結果でございますけれども、ヤリイカの漁獲量、スタートしたときの基準年の2003年の211tというトン数からスタートして、次の年は81t、2005年は166tという状況で推移しております。

ただ、先ほど水産総合研究センターの方からも説明がありましたし、我々も現地から話を聞いておりますけれども、今年は非常に漁獲状況がいいというお話を承っております。

これについては引き続き現地の皆さんとよく相談しながら、事務局としては計画の進行

管理に努めてまいりたいと考えております。

それから最後でございますけれども、3と4の間に が1つございます。実はヤリイカにつきまして、これは本委員会の審議事項ではございませんけれども、T A E 管理を来年から行おうと考えております。先ほど御説明した伊勢・三河湾では、トラフグのT A E 管理をやっているということで御説明させていただきましたけれども、ヤリイカにつきましても19年からT A E による管理を、この資源回復計画と関連づけて実施していこうということで、来月開催されます水産政策審議会で御提案申し上げたいと考えておりますので、参考までにこの場でも申し上げておきます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

澁川部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明で、御質問ございますか。

宮本さん、何か一言ありますか。

宮本委員 今説明があったように、2006年はまだ2カ月なのでなかなか判断も難しいところですけど、実際に9月が約40t余り、10月も大体同じぐらいで40t前後、今までのところ80tぐらいとれております。

これは1991年以前のピーク時に比べて2カ月で、一番いいときで1統当たり大体年間300tぐらいでしたので、それからすれば2カ月で80tというのはかなり高水準と、今のところ見えています。

今後の問題は、これから産卵親魚、冬場、そういったときの産卵時期、場所、産卵時にどのような保護をしていくかであろうと考えております。

以上です。

澁川部会長 それは結構なことで、これからもひとつよろしく願いを申し上げます。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

太平洋南部キンメダイ資源回復計画の検討状況について

澁川部会長 それでは「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」について、検討状況を事務局から説明を願うことにします。

事務局、お願いします。

加藤計画係長 太平洋南部キンメダイ資源回復計画の関係につきまして、水産庁管理課の加藤から説明させていただきます。

キンメダイにつきましては、平成 17 年 3 月の広域漁業調整委員会で計画作成の着手が承認され、その後検討を進めてきておりまして、前回の広域漁業調整委員会以降も、キンメダイの関係漁業者と協議を重ねてきております。その中で検討された計画（案）の骨子ということで、資料 5 を作成しております。

資源回復計画は、先ほどイカナゴの方でも説明ありましたとおり、1 番に、資源の現状と資源回復の必要性。2 番に、資源の利用と資源管理等の現状。これは消費・流通等を含みますが、3 番目に、資源回復計画の目標。4 番目に、資源回復のために講じる措置と実施期間。5 番目に、漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保。6 番目には支援策。7 番目には進行管理、8 番目はその他となっておりますが、今回資料 5 にありますのは、1 番目の資源回復の必要性、3 番目の回復計画の目標、4 番目の資源回復のために講じる措置と実施期間、それから 5 番目の漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保に関する部分を抜粋して、資料 5 を作成しております。

それではキンメダイですけれども、先ほど水研の方からも御説明ありましたとおり、南西諸島周辺、それから九州南方から北海道南部に至る太平洋沿岸から小笠原諸島周辺の海域に分布しておりまして、漁獲しているのは主に 1 都 4 県。

その漁獲量は、1990 年代初めまでは 8600 t から 1 万 t 前後の高位水準の漁獲量が続いておりまして、1991 年には 1 万 1041 t と、過去最高の漁獲量を記録しました。

しかしながらその後は漸減傾向となりまして、2005 年の推定漁獲量は 6072 t となっております。

また、主に小笠原公海周辺海域を漁場としている底刺し網等漁業の漁獲量を見ますと、2002 年には 312 t、その後 238 t、129 t となり、2005 年には 128 t ということで、こちらの方も漸減傾向となっております。

なお金額につきましては、東京中央卸売市場のデータで、単価が大体 1000 円から 1100 円台でここ数年推移しておりまして、各地域におかれましては消費拡大の取組を行われており、まさに各地域において重要な魚種となっております。

資源状況につきましては、現在の資源水準は先ほど説明あったとおり中位、資源動向は横ばい。これは昭和 44 年ごろから 1 都 3 県の関係漁業者が、長年にわたって資源管理に取組できたことにより、資源量を支える卓越年級群が発生する状況を維持できていることが、

大きく影響しているためと考えられております。

しかしながら漁獲量の推移を見れば、現状の漁獲努力量をこれ以上増大させないような取り組みが重要であると考えております。

次に、資料5の2番目にあります回復計画の目標ですが、キンメダイの1都4県による2005年の漁獲量は6072tで、資源水準は先ほど言ったように中位、資源動向は横ばいと考えられております。

しかしながら漁獲を行っている漁業のうち、東京・静岡県知事許可漁業の底立はえ縄漁業以外は、EEZ内で操業を行う底刺し網漁業も含めて自由漁業となっているため、今後キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量を増大させない取り組みが重要であります。

このため、関係漁業者によるこれまでの取り組みを継続していくとともに、漁獲努力量削減の取り組みの徹底を図ることによって、平成23年度までの計画期間中の漁獲量水準を、現状の中位レベル以上で維持することを本計画の目標とします。

なお、漁獲努力量の削減措置につきましては、これまで関係漁業者において実施されてきた資源管理の体制及び措置内容を尊重するとともに、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案して実施する必要があることから、関係の水産研究機関の協力を得ながら、関係漁業者の合意のもとに進めていくこととします。

続きまして3番目の、資源回復のために講じる措置であります。平成19年度から平成23年度までの5年間、キンメダイを漁獲対象とする漁業において、漁獲努力量の削減措置を実施する。ただし、資源状況に変化が認められた場合は、必要に応じて関係漁業者の合意のもと、見直しを行うこととする。

現行の資源管理措置につきましては、各都県及び地域単位に設けられました資源管理組織により毎年検討が加えられておりまして、また広域的な取り組みが必要な場合は、関係漁業者による協議が実施されているということで、関係漁業者合意のもとで、各海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等きめ細かい措置が機動的に講じられていることから、この取組体制の堅持及び徹底を図ることとしております。

それから4番目の、漁獲努力量削減措置及びその効果に関する公的担保についてですが、本計画に基づく資源回復措置の実効性を確保するため、漁業法に基づく広域漁業調整委員会指示等により適正な措置を行うことを考えております。

具体的には、E E Z内における底刺し網漁業を本委員会に基づく承認制による漁業とすることについて、今検討しているところであります。

なお、キンメダイの漁獲量の推移ということで表を載せております。このような形で、一時期よりは下がっていますが、この漁獲量を落とさないような取組が、今後引き続き必要だという認識で考えております。

簡単ですが、以上でございます。

澁川部会長 ありがとうございます。

気がつけば予定の時間の4時半を過ぎておりますが、若干延長して残りの議事を運ばせてもらいますので、御協力をお願いします。

さて、このキンメダイ資源回復計画でございますが、どうも来年度、19年度から5カ年に着手するべく検討を進められておるようです。したがって、恐らく次回には、これが成案として出てきて審議していただくことになろうかと思えます。

そういうことで、今の内容について何か御質問、その他。

澳本さん、何かございますか。

澳本委員 明日の委員会で。

澁川部会長 そうですか。

それでは神奈川の磯部さん、いかがでございましょうか。

磯部委員 いいです。

澁川部会長 ありがとうございます。

そういうことで、次に進めさせていただきます。

サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（2期計画）の検討状況について

澁川部会長 最後に、「サワラの瀬戸内海系群資源回復計画について」でございます。

本計画につきましては御案内かと思いますが、本部会の管轄海域であります瀬戸内海の出口であります紀伊水道と、豊後水道側の両海域においても協力取組が行われていることから、必要に応じて状況報告を頂戴することになっております。

本計画は、計画期間が平成18年度までとなっておりますので、瀬戸内海の広域委員会ではいかなる検討が行われているか、事務局から説明を頂戴することにします。

事務局、お願いします。

平松瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官 瀬戸内海漁業調整事務所の平松でございます。資料6を用いまして御説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

サワラ資源回復計画の平成19年度以降の取り組みの検討状況でございます。こちらにつきましては、去る10月16日に開催されました、第13回瀬戸内海広域漁業調整委員会におきまして、取り組みについて審議が行われました。

その委員会の中で、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の計画期間の延長をすることといたしまして、またお手元でございます資料6の、サワラ資源回復計画(2期計画)骨子が了承されたところでございます。

資料の方は「(案)」が入っておりますが、委員会の方で了承されてございます。

この骨子が了承されたために、今年度中にこの骨子に基づきまして、引き続き詳細な内容を進めることとされているところでございます。

そのような状況でございますので骨子の内容につきまして、若干御説明をさせていただきますと思います。

まず1ページに、項目といたしまして資源の現状と資源回復計画延長の必要性、それから資源回復の目標とさせていただきます。

まず、資源の現状と回復計画延長の必要性でございます。現在の資源回復計画の取り組みといたしましては、休漁等の漁獲努力量削減措置、それから100mm程度に中間育成しましたサワラ種苗の放流という、資源の積極的培養措置を中心にいたしまして、各種資源回復措置が取り組まれてきてございます。

このサワラ計画の評価といたしましては、資源回復計画の目標が平成12年の資源量を基準にいたしまして、平成18年に資源量を指標にいたしまして、1.2倍に増加させるという目標でございます。

今年度の資源評価によりますと、平成18年の資源量は2242tと予測されておりまして、これは平成12年の約1.5倍になりますので、目標値を上回る見込みでございます。

しかしながら資源動向につきましては、こちらの資料の主な内容の真ん中あたりに表がございますが、平成15年を境に、平成16年以降は資源量が減少傾向になってございます。

資源評価の中では、資源計算の設定条件下で計算いたしますと、平成19年以降も減少傾向が継続するというふうに予測をされておりまして、安定した回復計画に達しているとは言いがたい状況であると考えているところでございます。

このような資源状況、資源評価の中、回復計画の延長の必要性について検討をいたしてきております。

その結果を1の に要約を書いております。まず、回復計画における資源管理効果の評価でございますが、水産研究所の方で、これまでの回復計画を仮に行っていなかった場合にどのような資源量の推移になったかという試算を行っております。

これによりますと現状の資源量、平成17年でいいますと2355tでございますが、これが現状値よりも約4割程度少ない1400t程度。

また、現状の漁獲量も約半分程度になっていたであろうという予測がなされてございます。

このように回復計画の取り組みにつきましては、資源管理効果という点で妥当な取り組みであると考えてございまして、この資源回復計画の取り組みを延長して第2期計画という形で、19年度以降に取り組むことが必要だと考えているところでございます。

資料の2ページをご覧ください。19年度以降の計画を「2期計画」というふうに略称で呼ばせていただいておりますが、その中でどのような取り組みを検討していくかということで、3番目の項目の講じる措置から、4番目、5番目、その他というふうに項目ごとにまとめてございます。

3の資源回復のために講じる措置につきましては、資源回復計画の三本柱でございます、漁獲努力量の削減措置、資源の積極的培養措置、漁場環境の保全措置という項目ごとに、基本的にはこれまで取り組んできた内容をベースに、19年度以降も取り組みを進めるということで考えてございます。

一部まだ今後、年度末に向けて調整を要する事項といたしまして、 の漁獲努力量削減措置の中の1行目、さわら流し網の休漁につきましては、現在取り組んでいる春漁、秋漁の休漁を実施することの合意は得られておりますが、具体的な休漁の日数、期間について、年度内に詳細を詰めていくということで考えてございます。

また、 の資源の積極的培養措置につきましても、種苗生産、中間育成、種苗放流という一連の体制の強化を今後検討して、種苗放流関係の体制強化を図っていくと。その細部を詰めていきたいということで考えてございます。

大ざっぱに言うと、その2点が今後詰めていく内容ということで、それ以外の項目につきましては、これまで取り組んできた取り組みを継続していくということで、基本的に考えてございます。

4番、5番につきましては、それぞれ関係措置を現状と同じく実施するということがございます。

6番のその他のところに2つほど書いてございますが、まず といったしましては、これまで5年間回復計画として実施してきたこともございまして、これから19年度以降の計画に当たっては、規制措置の実施による経営への影響への配慮。

それから2期計画、19年度以降の資源回復計画を実施している中でも、所要の措置の見直しについて、必要な場合はそれぞれ検討をしていくと。そのような検討をしつつ、計画を進めるということが1つ。

それから2つ目といたしまして、資源回復計画につきましては実施期間が平成23年度までとなっておりますが、ちょうど19年から5年間やるとその最終年度になるということで、第2期の23年までの取り組みが終わった後の資源管理等、サワラ資源の安定的な利用が図られるように、19年度以降の回復計画を取り組みつつ、その後の体制についても検討を進めることが必要であるということで、こちらにつきましては今後、19年度以降の取り組みを進めていく際の留意すべき事項ということで整理している事項でございますが、このようなことを念頭に置きつつ、今後、先ほど言いました各種措置の細部の詰めを行っていきたいとしているところでございます。

以上の形で、16日に行われました瀬戸内海広域漁業調整委員会で、19年度以降の回復計画の計画延長と、年度末に向けて計画内容の細部を進めていくことで了解が得られたことを御報告いたします。

説明は以上でございます。

澁川部会長 御苦労さまでございました。

サワラの回復計画は御案内のとおり、日本列島で初めてできた計画であります。聞くところによりますと延長の方向は決まったようでありますが、相当紛糾したという話を聞いております。しかし、まとまる方向で進んだということは幸いでございました。

私どもも関連海域としまして、基本的には歩調を合わせた対応を必要としておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

(3)その他

澁川部会長 それでは次に、5本終わりましたので「その他」でございます。時間がも

う 15 分も過ぎまして申しわけございません。私の不手際で予定を過ぎておりますけれども、「その他」について委員の皆様、何か御意見。

外記さん、どうぞ。

外記委員 時間が大変ないようでございます。

澁川部会長 手短にどうぞ。

外記委員 サバにつきましては、明日の委員会の議題になると聞いておりますけれども、なかなかこういう機会はございませんから、私の方から 1 つお願いをしたいと考えております。

私は広域の委員になりましてからずっと、日本人にとって動物性たんぱく質の最たるものはイワシ、サバ、サンマと考えておりまして、だれでも手の届く食べ物だと考えております。したがって、非常にサバを大事にする人間でございます。

かつて海いっぱいにおりましたサバが、全滅に近い状態になりました。その後、広域漁業調整委員会でもいろいろ協議をいたしました。おかげさまで水産庁あるいは北部まき網の皆さんの大変な努力によりまして、本年は 6 月以前で約 8 万 t、それから 7 月から 10 月中旬までで約 10 万 t のサバがとれました。

7 月以降のものにつきましては、ゴマサバが 2 万 t ぐらい入っているように聞いておりますから、8 万 t というふうに考えますと 16 万 t のマサバ資源。しかも、体長が 30~60 ということで、2004 年級群のサバが水揚げをされております。私はこれは非常に明るい状況だと考えておりますけれども、その先を私、非常に心配しております。

つまり、2005 年級群あるいは 2006 年級群の稚仔魚が非常に少ないと聞いております。たまたま今日、水研の学者の方もいらっしゃっておりますので、その辺のサバ資源の先の見通しについてどう考えていらっしゃるか。

あるいはまた、サバがふえてきたからこれでいいんだということではなしに、今後どういうふうにこのサバの資源を維持するために努力したらいいのか。特に私はやっぱり北部太平洋の大中型のまき網の皆さんが、サバ資源の生殺与奪は皆さんが持っていると思うんですよ。だからその辺の御指導を水産庁は今後、どういうふうにされるのか。今の時点で喜んでだけはられないんじゃないかなと考えまして、その辺をちょっとお願いしてみたいと思いました。

以上です。

澁川部会長 ただいま外記委員からサバについてのお話ございましたけれども、冒頭

に私がごあいさつでも申し上げましたように、サバについての議題は明日に回してございます。

それで外記委員、残念ながら明日は御欠席だと。しかし、千葉県関係の皆さんは当然御出席いただけるはずでございますよね。したがって、特別にどれくらい時間を割いて今の御質問に答えるかという話は、この場では申しわけございませんけれども、議題に取り上げることは差し控えさせていただきたいのでございますが。明日しっかりお話しさせていただくということではいけませんか。

外記委員 議題ではございませんけれども、中央水研の学者の方はサバの資源状況について、今はふえてきておりますが、先、つまり 2005 年、2006 年級群のサバの状況をどういうふうに見ていらっしゃるか、それをちょっと教えていただきたい。協議をするつもりは全くございません。

澁川部会長 わかりました。それではひとつ、簡潔にお話をちょうだいしたいと思います。

堀川中央水産研究所資源評価部長 わかりました。

現状とれているのが 2004 年級ということで、2004 年級は小さいけれども卓越年級というふうに思われております。

実は卓越年級が 4 年に 1 度くらいあらわれては、それで漁獲量が上がる。それをとってまた漁獲量が下がるということをずっと繰り返してきておりますので、この資源回復計画、マサバも卓越年級を大事にするという基本的な考え方だと思います。

したがって、この年級を大事にすることがまず第一だということで考えておりますが、その後 2005 年、2006 年はどうかという、資源調査結果から見ると楽観はできないという現状でございます。

したがって、とれた、とれたということではなくて、これをもっと大きくして、価値ある状態にしてとっていくと。それで次のまた卓越年級が出るときまで何とか延ばしていくという方策を立てることが肝要かと考えております。

外記委員 もう 1 つ、お許しいただきたいと思います。

最近、外国に対するサバの輸出が始まってまいりました。外国の場合には日本でえさで水揚げをしたものが食用になるということで、特に中国向け等に、いわゆる若齢魚を輸出する傾向がございます。

当初から資源回復計画の中では、卓越年級群の稚魚を保護するというところで始まってお

りますけども、その辺も水産庁は十分考えて、できるだけ小さい魚はとらないような形で、せめて私は最終的には伊豆七島まで産卵親魚が来るような、そんなサバの状況にしていたくように、水産庁にお願いをしたいということでございます。

以上です。

澁川部会長 水産庁も香川管理課長さん、國府室長さん、お二人もそろっておられますので、しっかり聞いていただきましたね。今日は要望をいただいたということで。明日、その辺についても議論が及べば、ぜひお二方から水産庁の見解を聞かせていただくことにさせていただきます。

それでは時間が押しております。事務局から、次の部会の開催予定について説明願うことにいたします。

小池課長補佐 次回の部会でございますけれども、例年どおり平成 19 年 3 月ごろの開催を考えてございます。日時、場所等につきましては本委員会との関連もございまして、部会長並びに各委員の皆さんの御都合もお聞きしながら、追って御連絡をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

澁川部会長 次回の部会は、例年どおり来年 3 月ごろの予定だということであります。

今日のお話を伺いますと、年度末、次の委員会は随分たくさんの議題があるような感じがいたしますけれども、お忙しいと思いますが、委員の皆様方にはよろしくお願いたします。

それでは大分時間が経過いたしましたけれども、私の不手際をお許しいただきまして、本日の部会はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それから議事録署名人のお二方、磯部さんと山本正喜さん、よろしくお願申し上げます。

閉 会